障害者自立支援審査支払等システムによる

審査結果の共有について

北本市障害福祉計画・障害児福祉計画に基づく取り組みとして、障害福祉サービス・障害児通所サービスの請求に係る審査結果エラー・警告等の請求事例について共有いたします。

　各事業所におかれましては、最新の受給者証の確認、事業所間での連絡調整や、請求の入力チェック等により防止できるものになりますので、こちらの情報を参考にして適正な請求事務に努めていただきますようお願いいたします。

よく見られるエラーメッセージ

●該当の請求情報は既に支払い確定済です

●該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複するメッセージが存在しています

【原因】

①確認不足により同じ請求を２度送信してしまっているため

②一度送信した請求情報について訂正をしたが、送信済の請求情報の取り消しを行わずに再送信したため

③過去に請求を行って支払い確定済になっている利用者に対して、過誤申立をせずに請求をしたため

【対処方法】

①同じ請求を２度送信しないように注意して作業する

②既に送信した請求情報を取り消してから再送信する

③過去の提供月の請求を送信するときは、既に請求したことがあるか確認する。請求したことがある場合は、市に過誤申立書を提出したうえで再請求する

●該当の利用者負担上限管理結果票は既に受付済です

【原因】

過去に上限管理結果票を提出してエラーになっていないものについて、再度情報作成区分を「新規」で提出したため

【対処方法】

エラーにならなかった上限管理結果票について修正が生じて再提出する場合は、

情報作成区分を「修正」でデータを作成して送信する

●受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません

【原因】

①受給者番号を誤って請求しているため

②障害支援区分の認識誤り等により請求サービスコードを誤って請求しているため

【対処方法】

①他市町村の受給者番号と思われるものや、受給者番号の入力誤りにより当市の受給者と結びつかない請求がきて返戻となっているケースが多くある。番号をよく確認のうえ請求する

②常に最新の受給者証をよく確認のうえ請求を行う。事業者様が認識している支給決定情報と受給者証の記載に相違がある等、疑問が生じた場合は、市に問い合わせて確認したうえで請求を行う

よく見られる警告メッセージ

●実績記録票のサービス提供量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています

●実績記録票の「算定時間数」が受給者台帳の「１回当たりの最大提供量」を超えています

【原因】

①受給者台帳の決定支給量を確認せず、サービス提供量が決定支給量を超過したため

②複数の事業所を利用している場合に調整不足により各事業所のサービス提供量の合計が決定支給量を超過したため

【対処方法】

①常に最新の受給者証の決定支給量を確認してサービス提供量を管理する

②複数の事業所を利用している場合は、事業所間で連絡調整をしながらサービス提供量を管理する

●他の□□サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています

【原因】

同日・同時間帯に複数の事業所からの請求があるため

【対処方法】

提供実績を随時正確に記録し、請求時には入力ミスをしないように注意する

居宅介護等のサービス提供開始時間が予定より遅れたにもかかわらず予定の時間のままで実績記録表を記入したためその後行われたサービスと提供時間が重なっている事例や、生活介護等で受給者が利用をキャンセルして他の事業所のサービスを受けたときに、もとの利用予定のまま請求しているため他サービスとの重複が生じたといった事例が多くあるので注意して請求を行う

●請求情報の利用者負担上限月額が受給者台帳の「利用者負担上限月額」と一致していません

【原因】

　請求明細書の利用者負担上限月額の金額と、受給者台帳の利用者負担上限月額の金額が一致していないため

【対応方法】

　利用者負担上限額は変更になる可能性があるため、常に最新の受給者証をみて確認のうえ請求する